主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、新憲法よりすれば、広く行政庁の違法処分を排除すべきものであつて、原判決が原告適格を狭く解しているのは正当でないと主張する。しかし訴を提起するには、これにつき法律上の利益あることを必要とするは、訴訟法上の原則であつて、行政庁の違法処分の取消を求める訴についても、これと別箇に考うべき理由はない。本訴についても、上告人にこれを提起すべき法律上の利益は、これを認め得ない。以上と同趣旨に帰する原判決は正当である。論旨は、独自の見解に立つて原審の判断を非難するものであつて、理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

_	修	坂	石	裁判長裁判官
保			島	裁判官
介	又	村	河	裁判官
潔		橋	高	裁判官